



# 外国人技能実習生の 受け入れについて

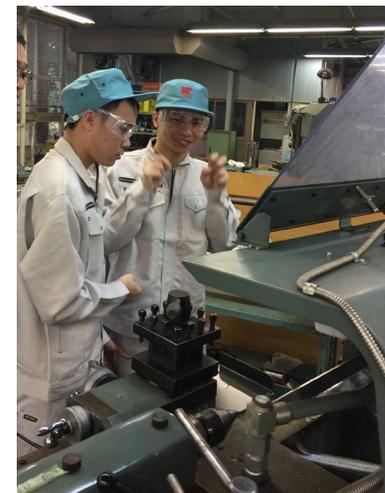
2024年

# 1. 外国人技能実習制度とは



外国人技能実習制度は、日本の企業において発展途上国の若者を技能実習生として受け入れ、  
実際の実務を通じて実践的な技術や技能・知識を学び、  
帰国後母国の経済発展に役立ててもらおうことを目的とした公的制度です。

- 実習期間(雇用期間)は基本 **3年間**
- 実習する**職種は厚労省が定めたものに限る**
- 実習生が転職することはできない (※やむを得ない事情の場合は移籍可能)
- 社保への加入が必要(厚生年金、健康保険、雇用保険など)
- 寮の確保を受け入れ企業が行う必要がある。(賃貸でも可)
- **実習指導員、生活指導員を配置する必要がある** (※社内から任命)
- **1年目**と3年目に**技能試験**を受験する必要がある
- 監理団体による定期的な監査が実施される(法定確認、実施状況)

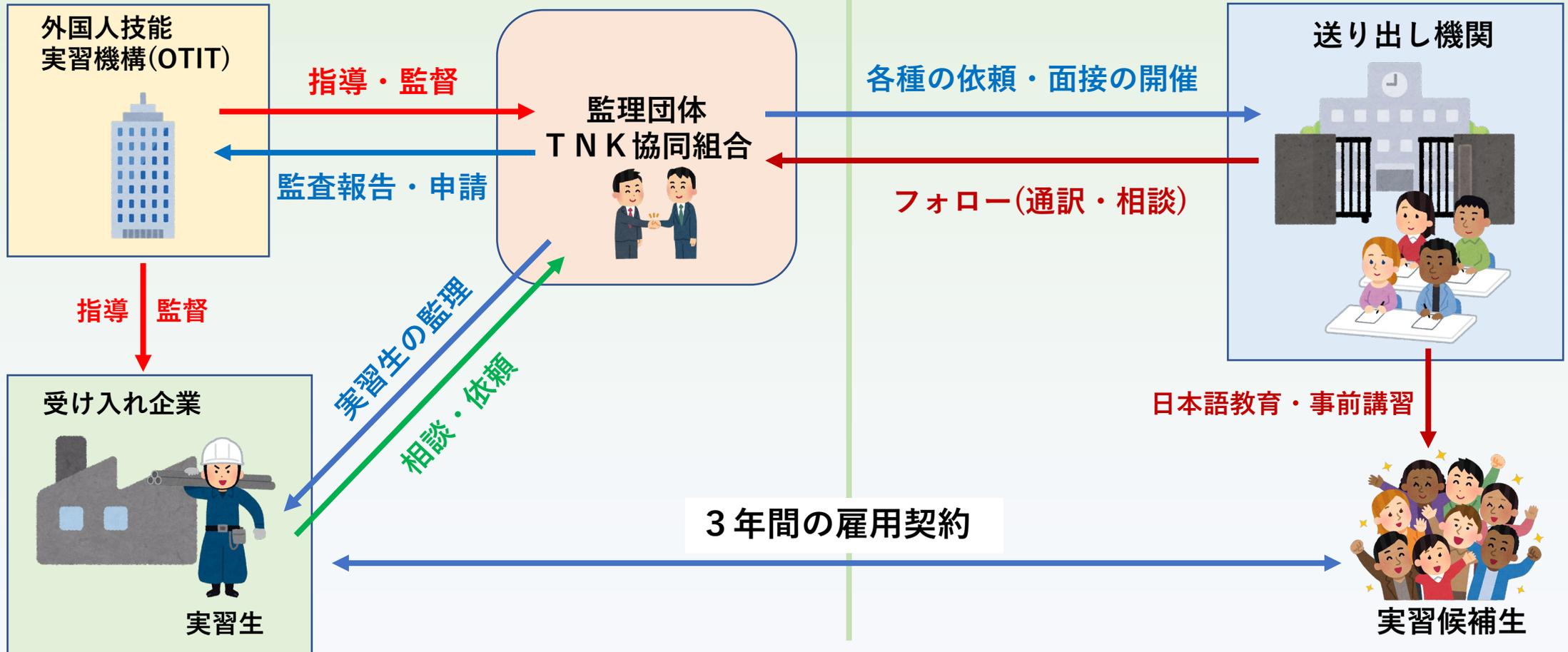


## 2. 各機関との相関図

日本



送り出し国



### 3. 受け入れの条件

#### 受け入れ可能な実習生の人数（1年ごと）

実習実施者の常勤の社員総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の1/20
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

### 3. 受け入れの条件

受け入れ可能な実習生の人数

年度	1年目	2年目	3年目	4年目
第一期	 技能実習1号	 技能実習2号	 技能実習2号	帰国
第二期		 技能実習1号	 技能実習2号	 技能実習1号
第三期			 技能実習1号	 技能実習1号
第四期				 技能実習1号
受入れ人数	3人	6人	9人	9人

## 4. 実習生受け入れの流れ



期間	内容
	1. 組合加入申し込み
入国5～6ヶ月前	2. 候補者の書類選考（経歴、健康診断、素行調査など）
	3. 現地面接（企業担当者と組合で現地入り、面接試験・面談を行う）
入国4～5ヶ月前	4. 在留資格認定証明書の交付、実習計画の作成、送り出し機関にて入国前の講習
入国1ヶ月前	5. ビザの申請(領事館)、在留資格許可発行(法務省)
入国→1ヶ月間	6. 入国後、講習センターで1か月間の入国後講習を実施（法令による義務講習）
	7. 配属 入寮、勤務開始

採用から配属まで、およそ6～7か月かかります。

## 5. 対応可能な国 各国の実習生の主な特徴



### ベトナム

【求人先】  
ハノイ  
ホーチミン



#### 主な性格・風習・価値観

- ・興味津々な若者が多く積極的、タフな若者
- ・お金の執着心が非常に強い
- ・基本的に陽気で明るくムードメーカー
- ・人前で叱られる風習がない（1対1で叱る）
- ・日本に馴染みやすい（ベトナムは日本文化が多い）
- ・見栄を張ったり、汚点を隠そうとする プライドが高い
- ・日本の食文化◎ 衛生観念× 社交性○ 遵守性○

### モンゴル

【求人先】  
ウランバートル



#### 主な性格・風習・価値観

- ・年上を敬う気持ちが非常に強い。ルールを重んじる
- ・物事をなんでもストレートに伝える。ストレートに言わないと通じない
- ・温和でマイペースな民族だが、勝ち負けには異常にこだわる
- ・日本の食文化◎ 衛生観念◎ 社交性△ 遵守性○
- ・人前で叱ることをタブーとしている国（ベトナムと同じ）
- ・社会主義国であったが、グローバル化で語学が豊富
- ・時間厳守という概念がない。時間にルーズ

## 6. 組合で対応可能なもの

### 対応可能な業務

- ・ 実習生と企業のトラブルの相談対応、通訳の手配（ビデオ通話などオンライン対応も可能です。）
- ・ 配属時の実習生移動、入寮までの引率
- ・ 実習生の転入転出手続き、送金カードなどの手配
- ・ 現地面接における案内、同行、サポート
- ・ J I T C O 保険の保険金請求（実習生は3年間の傷害保険に加入しています）
- ・ 技能試験への申し込み代行、試験会場への引率同行、実習生へ過去問などの配布
- ・ 入国、帰国時の空港への引率

## 7. 技能実習の申請において重要な事項（責任者の選定）

### 責任者・技術指導員・生活指導員の選任

#### 技能実習責任者

申請時には主務大臣が告示した養成講習(※1)を受講した修了書を添付する必要があります。

お申込み後、早めの受講をお願いします。以後3年毎に講習を受講します。

(※1) 要請講習の詳細は「ウェルネット 責任者講習」で検索をお願いいたします。

#### 技能実習指導員

技能実習生が修得する技能等について5年以上の経験を有する者で、実習実施場所ごとに必要となります  
(複数の現場に配属する場合は現場毎の選任が必要です。)

介護の場合、指導員1名は介護福祉士の資格を要する者で、実習生5名につき1名以上が必須になります。

#### 生活指導員

実習生の日常生活全般において指導管理を行います。

## 7. 技能実習の申請において重要な事項（寮の用意について）

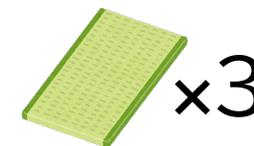
### Q. 誰の名義で借りるのか？

A. 契約名義は実習実施者でお願い致します。

### Q. 寮の広さはどれぐらい必要なのか？

A. 1人当たり最低でも**4.5㎡**の確保が必要です。  
居住スペースの確保ですので、ダイニングキッチンや共用スペースは含まれません。

1人当たり3畳以上が必要



### Q. 1人当たり家賃を何円まで徴収できるのか？

A. 寮費は実費を超えることはできません。家賃徴収は**1人あたり上限は2万円まで**です。

※借り上げに要する費用のうち、敷金・礼金・保証金・仲介手数料などは含みません。

【自社物件の場合、家賃の算出方法】

物件の総額(土地代含めない、リフォーム代+家電購入費含可)÷耐用年数=年間費用

年間の費用÷12ヶ月÷対象の実習生の人数=月額の家賃

水道光熱費は実際に要した費用を宿泊寮で同居した人数で除した額以内の額